

# 福岡市公報

令和6年1月29日 第7024号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次 ページ  
告 示

- 指定管理者の指定（第22号）…………… 1
- 指定管理者の指定（第23号）…………… 2
- 指定管理者の指定（第24号）…………… 2
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定（第25号）…………… 3
- 富山県及び石川県における被災納税者等が行う市税に関する申告  
期限等の延長（第26号）…………… 3

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了（第22号）…………… 4
- 福岡市農用地利用集積計画（第23号）…………… 4

## 教 育 委 員 会

- 教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した行  
政の推進に関する条例施行規則の一部改正（規則第1号）…………… 4

## 告 示

### 福岡市告示第22号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市民会館条例第17条前段の規定により次のように告示する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市民会館	福岡市中央区天神五丁目

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名  
福岡市博多区須崎町5番17号LAMP須崎5階  
株式会社 福岡市民ホールサービス

代表取締役社長 山方 浩

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡市告示第23号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市音楽・演劇練習場条例第15条前段の規定により次のように告示する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市祇園音楽・演劇練習場	福岡市博多区祇園町

2 指定管理者の名称並びに構成団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
福岡舞台芸術施設運営共同事業体

代表者 福岡市中央区天神四丁目1番18号

特定非営利活動法人 アートマネジメントセンター福岡

代表理事 糸山 裕子

福岡市博多区祇園町6番27号ロマネスク祇園202

九州地区舞台芸術運営協同組合

代表理事 井上 勝

福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号

株式会社 ファビルス

代表取締役 野田 太

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

福岡市告示第24号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、博多座条例第19条前段の規定により次のように告示する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
博多座	福岡市博多区下川端町

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名  
福岡市博多区下川端町2番1号  
株式会社 博多座  
代表取締役社長 貞刈 厚仁
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 福岡市告示第25号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。以下同じ。）を指定するので、同条第2項の規定により次のように公示する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定する区域  
福岡市早良区田村二丁目680番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置  
地下水の水質の測定

### 福岡市告示第26号

福岡市市税条例第7条第1項の規定に基づき、地方税法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途福岡市告示で定める期日まで延長するので、同条例第7条第2項の規定により告示する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

指 定 地 域		
富 山 県		
石 川 県		

---

公 告

---

**福岡市公告第22号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称  
第2工区
- 2 第2工区に含まれる地域の名称  
福岡市南区老司一丁目804番3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市中央区平尾二丁目17番11号  
ディー・アンド・エイチ株式会社

---

**福岡市公告第23号**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告する。

なお、農用地利用集積計画は、次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 縦覧期間  
この公告の日から計画書に記載された利用権存続期間満了の日まで
- 2 縦覧場所  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市農林水産局総務農林部農業振興課  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市農業委員会事務局  
福岡市西区西都二丁目1番1号  
福岡市農業委員会事務局西部出張所

---

教 育 委 員 会

---

教育委員会関係の手続等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年1月29日

福岡市教育委員会

**福岡市教育委員会規則第1号**

教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例  
施行規則（令和5年福岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第3項中「第6条」を「第8条」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第7条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（掲示又は公示通知に係る自動公衆送信による公衆の閲覧）

第14条 教育委員会等は、条例第7条又は第8条第1項の規定に基づき、電気通信回線に  
接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するときは、福岡市ホームページへの  
掲載その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

